

## 各部会・分科会からの報告

文化政策部会	1
美術品補償制度部会	3
世界文化遺産・無形文化遺産部会	4
国語分科会	5
著作権分科会	11
文化財分科会	16



## 文化政策部会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

- 平成 28 年 9 月 27 日の審議要請「新しい文化行政について」を受け、答申のとりまとめに向けた議論を行った。そのため、「新たな文化行政の在り方の検討に向けたワーキング・グループ」を設置、総会との合同開催も含めた 3 回の部会と 3 回のワーキング・グループでの議論、関係団体への書面ヒアリング、国民からの意見募集を行い、「文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）」（平成 28 年 11 月 17 日文化審議会）をとりまとめた。
- また、平成 27 年 5 月 22 日に閣議決定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－」（第 4 次基本方針）に基づく施策の実施状況や方向性等について議論を行い、上記の答申とりまとめに向けた議論も含め、今期は合計 7 回にわたる審議を行った。

#### <主な審議事項等>

- (1) 「文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）」について

※参考資料参照

- (2) 文化芸術資源の活用に向けた取組について

政府方針等も踏まえ、文化芸術資源の活用による経済活性化（文化 GDP）の拡大や、他分野との連携に向けた討議。

- ・文化芸術資源を活用した経済活性化（文化 GDP の拡大）について、有識者からヒアリング・意見交換
- ・関係省庁予算（スポーツ庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁）からヒアリング・意見交換

- (3) 文化プログラムについて

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした文化プログラムについて、公式オリンピックアードや政府一体となって取り組む「beyond2020 プログラム」等の枠組みが整備されたことを踏まえ、全国津々浦々での実施に向けた討議。

- ・文化プログラムについて、文化庁、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局からヒアリング・意見交換

(4) 地方公共団体等による文化事業の実施体制の構築について

文化プログラムの全国津々浦々での実施やレガシーの創出に向けた、地域の文化施策の推進体制の充実に向けた討議。

- ・地域の文化施策推進体制について、地方公共団体（横浜市、新潟市、静岡県、大阪府、大分県）からヒアリング・意見交換

## 2. 今後の課題

- 政府方針等を踏まえ、文化芸術資源の活用による文化GDPの拡大及び経済波及効果の創出に向けた施策の方向性について審議を行う。
- 文化プログラムの全国津々浦々での推進、レガシーの創出についての審議を行う。
- その他、「第4次基本方針」の実施に当たって、文化芸術振興の諸課題についての審議を行う。

## 美術品補償制度部会における審議状況と今後の主な課題

### 1. 第6期美術品補償制度部会における審議状況

○美術品補償制度部会は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項として、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約「以下「補償契約」という。」を展覧会の主催者と締結することについての適否を審議している。

○今期は申請のあった展覧会3件\*のうち以下2件について、補償契約を締結することが適当である旨の答申を行った。

No.	展覧会名	主催者名 (開催施設を除く)	開催施設（開催期間）
1	ゴッホとゴーギャン展	中日新聞東京本社	①東京都美術館： (2016年10月8日～2016年12月18日)  ②愛知県美術館： (2017年1月3日～2017年3月20日)
2	オルセー美術館「ナビ派」展	読売新聞東京本社	三菱一号館美術館 (2017年2月4日～2017年5月21日)

\*うち1件は、申請後にレンダーの都合で申請を取り下げ

### 2. 今後の課題

○引き続き、補償契約の締結の適否に関する個別審議を行う。

○平成27年7月に本部会でまとめた「審議のまとめ」を踏まえ、平成29年度には、国内の展覧会の実施状況、海外における美術品補償制度の運用状況について調査を行い、制度改善に資する基礎的データの収集・分析を行う。

## 世界文化遺産・無形文化遺産部会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○ 世界文化遺産特別委員会の調査審議について

世界文化遺産・無形文化遺産部会の下に世界文化遺産特別委員会を設置し、世界遺産条約に基づく「世界遺産一覧表」に推薦する候補についての調査審議を行った。世界文化遺産特別委員会の意見を踏まえ、平成28年度については、部会として「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を選定したほか、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、「百舌鳥・古市古墳群」の準備状況について検討を深める必要がある事項を整理し、推薦準備を進めている関係地方公共団体に伝達を行った。

選定された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、イコモスの助言を受けて内容を見直した推薦書案を審議し、日本政府から推薦されることについて文化審議会として了承した。

#### ○ 無形文化遺産特別委員会の調査審議について

世界文化遺産・無形文化遺産部会の下に無形文化遺産特別委員会を設置し、無形文化遺産保護条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「来訪神：仮面・仮装の神々」を記載すべくユネスコに対して再提案すること、またユネスコ無形文化遺産への当面の対応につき調査審議を行った。その後、部会における調査審議を経て、文化審議会として提案候補とすることが了承され、あわせて当面の対応についての考え方が示された。

本件については、平成29年3月2日に開催された無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、我が国から「来訪神：仮面・仮装の神々」を再提案することが正式に決定され、平成29年3月末までに提案書がユネスコへ提出される。

### 2. 今後の課題

○ 引き続き、世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

## 国語分科会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○ 国語分野：国語課題小委員会について

国語課題小委員会では、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成25年2月）のうち、「コミュニケーションの在り方について」と「言葉遣いについて」を取り上げ、審議している。

委員及び外部有識者からコミュニケーションの在り方や言葉遣いに関するヒアリングを実施し、国語分科会として検討の対象とすべき事項とその範囲について検討を行った。

#### ○ 日本語教育分野：日本語教育小委員会について

日本語教育小委員会では、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月）で整理した11項目の論点のうち、「論点5 日本語教育の資格について」と「論点6 日本語教員の養成・研修について」を取り上げ、審議している。

様々な分野にわたり活動している日本語教育人材を養成・研修している機関・団体を対象にヒアリング及び調査を実施し、日本語教育人材に求められる資質・能力等について検討を行った。

### 2. 今後の課題

#### ○ 国語分野

国語課題小委員会において、引き続き、「コミュニケーションの在り方について」と「言葉遣いについて」について検討を進め、平成30年2月をめどに報告を取りまとめる予定。

#### ○ 日本語教育分野

日本語教育小委員会において、引き続き、日本語教育人材の養成・研修や資格の在り方について審議を行い、活動分野や役割を考慮した教育内容やモデルカリキュラムを示すことも念頭に、平成30年2月をめどに報告を取りまとめる予定。

## 国語分科会国語課題小委員会の審議状況について（経過報告）（案）

今期の文化審議会国語分科会国語課題小委員会では、平成25年2月18日に分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」のうち、「コミュニケーションの在り方について」及び「言葉遣いについて」を取り上げ、検討を進めてきた。これまでに、8名の委員及び2名の外部有識者からコミュニケーションの在り方や言葉遣いに関するヒアリングを実施し、その上で意見交換を行った。以下に、審議の経過報告として、成果物の作成に向けての考え方を示した。

### I 「コミュニケーションの在り方及び言葉遣いについて」に関する成果物作成に向けて

#### 「伝え合うための言語コミュニケーション力」（仮題・案）

##### 1. 成果物の概要とイメージ

- コミュニケーションの在り方のうち、言語に関わる問題を扱う。
- 日本語を母語とし、円滑なコミュニケーションの実現を志す人々を直接の対象とする。
- これまで実施したヒアリングと意見交換に基づき、コミュニケーションの在り方及び言葉遣いについての基本的な考え方を示す。
- 基本的な考え方とともに、それらに基づいた具体的事例を示す。具体例は網羅的にではなく、他の場合にも応用可能な典型例を示すにとどめる。
- 分量は「敬語の指針」程度とする。
- 対面コミュニケーション（話し言葉が中心）、非対面コミュニケーション（書き言葉、打ち言葉（情報機器を介して交わされる、SNS等に特徴的な言葉など）が中心。）の双方を対象とする。

##### 2. 基本的な考え方の枠組み

- 「コミュニケーションの在り方及び言葉遣いについて」を取り上げる目的と社会的背景を前提として示す。
- 「コミュニケーション」という用語に、万能感や過剰な意識が寄せられてきたことへの反省に基づいて検討を進める。
- 円滑な伝え合いを実現するための、発信と受信の双方向における言葉に関する考え方や工夫について、具体性を伴った提案を行う。
- 近年の国語施策において、コミュニケーションに関する言及のある「現代社会における敬意表現」（平成12年国語審議会答申）、「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年文化審議会答申）、「敬語の指針」（平成19年文化審議会答申）などを踏まえ、それらを補いつつ、これまで十分に検討されてこなかった点を中心に取り上げる。その際、「現代社会における敬意表現」における次の整理を参考とする。（下線は新たに付した。）

### Ⅲ 言葉遣いの中の敬意表現

#### 1 円滑なコミュニケーションと敬意表現

社会生活は人と人とのコミュニケーションによって成り立っている。コミュニケーションとは我々が伝えたい情報や、自分自身の考え、気持ちをお互いに伝え合うことである。コミュニケーションを円滑に行うこと、すなわち話し手が伝えたいことを摩擦を起こさずに確実に相手に伝えることによって、社会の中で自分を生かし、安定した社会生活を送ることが可能となる。そのためには言葉遣いの上で次のような工夫が必要である。

まず、伝えたい内容を正確にまた過不足なく伝えるための工夫がある。例えば、文の主語と述語の的確な対応、理由と結論などの論理的な対応、目的に応じた文章や談話の適切な組立てなどである。

次に、伝えたいことを平明で的確に表現するための工夫がある。例えば、一般になじみの薄い外来語や専門語などの難解な用語、あるいは整理されていない複雑な談話構成などは避けて、内容を理解しやすい平明な言葉遣いを的確に選ぶことである。

これらは、主として情報や考えを論理的に述べ、分かりやすく伝えるという面で円滑なコミュニケーションを支える言葉遣いの工夫である。

ここで取り上げる敬意表現は、以上のような工夫とともに、人間関係を円滑に保ちながら意思疎通を図る上で大切な言葉遣いの工夫である。すなわち、自分自身の考えを言葉で確実に伝えつつ、相手や場面への配慮を示す敬意表現を使うことによって、円滑なコミュニケーションが可能となる。我々は敬意表現によって、人間関係や社会生活をより円滑にすることができるのである。

### 3. 取り上げる論点の候補 — 言葉に関する事故を防ぎ、より良く伝え合うための工夫 —

#### 「コミュニケーション」、「コミュニケーション能力」等の捉え方

- ・「コミュニケーション」、「コミュニケーション能力」という用語に寄せられる過剰な意識
- ・「コミュニケーション」、「コミュニケーション能力」の様々な側面
- ・「能力」と「力」、「能力」と「技術」などの整理 等

#### 伝え合いに関する基本的な考え方

- ・伝え合いにおける二つの側面（分かりやすさ／感じの良さ）
- ・伝える力における二つの側面（論理的説得／感覚への訴え）
- ・伝え合いにおける「正確さ」、「分かりやすさ」、「気遣い」のバランス（正確さ、分かりやすさ、気遣いは、三すくみのような関係にあり、どれもが常に同じように実現するわけではない。）
- ・伝え合いの一回性と個別性（「いつでも、誰に対しても感じが良い」といった伝え合いはない。）
- ・「分かりやすさ」と「正確さ、スピード感、丁寧さ、斬新さ」との対立 等

#### 他者意識の重要性

- ・伝え合いの相手（相手自身、話題に対する相手の態度、ワーキングメモリー、能力等）をはじめとする他者への意識
- ・歩み寄りと寛容性

- ・外面に表れにくい心的活動への意識 等

#### 伝え合いの双方向性

- ・言われたことを理解する力
- ・能動的な受信の力
- ・伝え合いにおける受信側の働きの重要性 等

#### 伝え合いにおいて隔たりの要因となる場合があるものの整理

- ・世代差, 性差, 地域差 等

#### 媒体（メディア）と伝え合いの関係

- ・「打ち言葉」の定義, 現状とその在り方
- ・不特定多数に向けた文書等の在り方 等

#### 所属する集団（組織・地域・国際社会）と伝え合いの関係

- ・集団内の理解を深め, 共に新たなものを創り出す伝え合いの在り方 等

#### 伝え合う内容に対する意識

- ・内容によって変わる伝え方 等

#### 目的と機能に応じた伝え合いの在り方

- ・感謝, 謝罪, 指示, 依頼, 受諾, 断り, 提案, 相談 等

#### 「正確さ」と「分かりやすさ」

- ・基礎的な言語力の必要性
- ・専門用語の使い方（専門家と非専門家の伝え合い）
- ・官公庁の言葉, 公用文の在り方
- ・外来語・片仮名語の使い方
- ・漢字の使い方
- ・敬体と常体の使い方
- ・言い換えや書き換えの工夫とその功罪
- ・「やさしい日本語」との関係（日本語を母語としない人々への発信）等

#### 日本語の「美しさ」と「豊かさ」

- ・言葉の機能美
- ・初対面の相手の呼び方
- ・挨拶の言葉の在り方
- ・言語資源としての方言 等

#### 「正しい」日本語とは（言葉の「相場観」）

- ・言葉の意味の揺れ（「気が置けない」など）
- ・規範と慣用の関係（いわゆる「ら抜き」など）
- ・言葉に関する寛容さの必要について
- ・ひな形（テンプレート）の活用 等

#### 感じ良く伝えるための工夫

- ・積極的な（厚かましい）言葉と控えめな（遠慮しすぎの）言葉
- ・心理的距離の取り方
- ・敬語の適切な使用 等

#### 話し言葉の技術

- ・話し言葉の二つのタイプ（計画性を有する独話／複数で即興的に作り上げる対話）
- ・話のフレームと予告表現（伝わるかどうかは、話し始めで決まる）
- ・話し言葉における段落（箱の並べ方と全体の構造）
- ・分かりやすい談話の組立て（メタ言語表現の働き）
- ・聞き手の知識の見積り（情報量の差異を埋めるものとしての言葉）
- ・フィラー（会話中に表れる「ええと」、「んん」などの言葉）の功罪（適度な冗長性／無用なつなぎ言葉）
- ・相づちの功罪（感心／上の空、「なるほど」や「確かに」等の言葉が与える印象）
- ・接続詞の功罪（論理性／主張の押し付け）
- ・うまく言い表せないときの工夫 等

#### 具体的な言葉遣いの問題

- ・「させていただく」、「ございます」
- ・「なので」
- ・謙譲語Ⅱ「まいる」、「申す」、「おる」の尊敬語化
- ・先回り表現（「いつもきれいに御使用いただき、ありがとうございます。」）等

#### 誤解が生じやすい言葉の使い方に関する整理

- ・高文脈文化による誤解
- ・語順、主述の関係、修飾被修飾の関係等による誤解
- ・接続詞の使い方による誤解 等

#### 表記、記号、文書の体裁等に関する整理

- ・「-」、「一」、「～」、「…」、「?」、「!」等の使い方
- ・「打ち言葉」（メール、SNS等）の書式
- ・外国の人名・地名等の表記
- ・振り仮名（ルビ）の使い方
- ・複合語の送り仮名の使い方
- ・数字の表記（算用数字と漢数字）の使い方
- ・原稿用紙の使い方 等

#### 学校教育との関係

- ・学習指導要領との関係 等

#### 全体のイメージの図示

- ・イメージ絵図 例)「言葉の森」でそれぞれの用途に応じた「言葉のかご」を持つ人々が、様々な「言葉の実」を集め、いろいろな方法で調理（表現）する姿
- ・コミュニケーションを構造化し、キーワードを整理したモデル図
- ・俯瞰的<sup>ふかん</sup>な三人称のモデル図と、当事者が主体となる一人称のモデル図 等

# 日本語教育人材に求められる資質・能力の整理(案)

日本語教育人材		知識	技能	態度
日本語教育コーディネーター		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人に関する法制度について理解している</li> <li>地域に暮らす外国人の状況や、日本語教育に対するニーズを把握している</li> <li>日本語教育に役立つリソースの活用方法や、必要な情報へのアクセス方法について理解している</li> <li>当該地域で学習者が直面すると考えられる課題の解決方法に関する知識を持っている</li> <li>日本語教育プログラムを実施するに際し、必要となる組織マネジメント及び事業管理に関する基本的な知識を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室と地域の学校・企業等をつなぐ活動・企画をコーディネートできる</li> <li>日本語を通じた社会参加につなげられるよう、地域関係者と協働して活動をデザインできる</li> <li>管理職としてのリーダーシップ能力を持っている</li> <li>マネジメント能力、管理能力を持っている</li> <li>緊急時における危機管理能力を持っている</li> <li>外国人施策、教育行政や日本語教育事情等に関する情報収集力を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての立場と役割を認識し、前向きに取り組む意欲を有している</li> <li>前向きに感情を処理する態度を有している</li> </ul>
日本語指導者	中堅	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育プログラムを策定する上で必要となる知識を持っている</li> <li>日本語指導者(初任)及び日本語指導補助者を育成する上で必要となる知識を持っている</li> <li>教材に関する知識並びに分析力を持っている</li> <li>学習者の日本語能力判定等の評価に対する専門的な知識を持っている</li> <li>日本語教育プログラムを点検・改善するために必要となる知識を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象に応じて適切な日本語教育プログラムを策定できる</li> <li>学習者の学習時間、到達目標に合致した教材を選択できる</li> <li>対象及び目的に応じた効果的な教材を作成することができる</li> <li>学習者の日本語力を適切に把握・分析し、伝えることができる</li> <li>策定した日本語教育プログラムを点検し、改善できる</li> <li>日本語教育現場における課題、自らの専門性における課題を把握し、課題解決に取り組むことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育の専門家として、自らの専門性に関して客観的に振り返る態度を有している</li> <li>柔軟性、明るさ、包容力、自他への配慮の姿勢を持っている</li> <li>多様な背景を持つ日本語教育人材を理解し学び合い、育ち合う力を持っている</li> </ul>
	専門(対象別)	<p>(仮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本や日本の地域社会が関係する国際社会の実情や、国や地方自治体の政策に関して広く関心を持ち、基礎的な知識を持っている。</li> <li>言語教育や言語習得、言語使用と社会との関係を考える上で必要となる基礎的な知識を持っている。</li> </ul> <p>活動分野ごとに求められる専門性に応じて整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本語教育能力検定試験」の全出題範囲に相当する知識を持っている</li> </ul>	<p>(仮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っている</li> <li>言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を持っている</li> </ul> <p>活動分野ごとに求められる専門性に応じて整理</p>	<p>(仮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語ばかりでなく広く言語に対して深い関心を有している</li> <li>国際的な活動を行う教育者として、豊かな人間性を備えている</li> </ul> <p>活動分野ごとに求められる専門性に応じて整理</p>
	初任者から	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題を発見する観点及び解決に向かうまでの方法に関する知識を持っている</li> <li>「日本語教育能力検定試験」出題範囲の基礎項目に相当する力を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育に関する実践能力を持っている</li> <li>課題達成型授業実践のための日本語教育的スキルを持っている</li> <li>学習者が学んだ知識を運用力につなげ、学びを活性化させる力を持っている</li> <li>教科書をを進めるのではなく、運用力を伸ばす力を持っている</li> <li>大きなクラスサイズでも学習者を飽きさせず教える力を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>向上心を持ち、自己研さんに努める姿勢を持っている</li> <li>日本語の卓越した表現者であること、あろうとする姿勢がある</li> <li>教材教具などに対する工夫や創造性を持っている</li> <li>自身の指導や対応について客観的に振り返ることができる</li> <li>日本語そのものの知識だけでなく、歴史、文化、社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教授活動に活かそうとする姿勢を持っている</li> </ul>
日本語指導補助者	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習者の日本語学習を補助する上で、必要最低限の資質・能力を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習者の文化・背景や来日理由や学習動機に対する理解がある</li> <li>一般的な日本語、日本文化、日本社会等に対する理解がある</li> <li>日本語の構造に関する知識を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語を学習者の理解に応じてコントロールして使うことができる</li> <li>異文化間コミュニケーション能力を持っている</li> <li>学習者の学びに寄り添う力を持っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手の文化を尊重し、対等な立場で接することができる</li> <li>学習者をエンパワーメントすることができる</li> <li>対人関係を築こうという姿勢を持っている</li> <li>異文化を受け入れる柔軟性がある</li> <li>学習者に対し、日本語学習の動機付けができる</li> <li>他者と協働できる柔軟性を持っている</li> <li>課題解決にあたる積極性がある</li> </ul>

※参考 「日本語教育のための教員養成について」平成12年3月30日 日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議より

日本語教員として望まれる資質・能力	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 外国語や学習者の母語(第一言語)に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 対照言語学的視点からの日本語の構造に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 言語使用に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 言語発達に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 言語の習得過程に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 日本の教育制度に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 日本の歴史・文化事情に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 諸外国の教育制度に関する知識</li> <li><input type="checkbox"/> 諸外国に歴史・文化事情に関する知識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力</li> <li><input type="checkbox"/> 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力</li> <li><input type="checkbox"/> 外国語や学習者の母語(第一言語)に関する知識、対照言語学的視点からの日本語の構造に関する知識、言語使用や言語発達及び言語の習得過程等に関する知識を活用する能力</li> <li><input type="checkbox"/> 学習者のニーズに関する的確な把握・分析能力</li> <li><input type="checkbox"/> 教育課程の編成、授業や教材等を分析する能力</li> <li><input type="checkbox"/> 教育課程の編成、授業や教材等に対する総合的知識と経験を教育現場で実際に活用・伝達できる能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日本語ばかりでなく広く言語に対して深い関心を有している</li> <li><input type="checkbox"/> 鋭い言語感覚を有している</li> <li><input type="checkbox"/> 国際的な活動を行う教育者として、豊かな国際的感覚を有している</li> <li><input type="checkbox"/> 国際的な活動を行う教育者として、豊かな人間性を備えている</li> <li><input type="checkbox"/> 日本語教育の専門家として、自らの職業の専門性を有している</li> <li><input type="checkbox"/> 日本語教育の専門家として、自らの職業の意義についての自覚と情熱を有している</li> </ul>
-------------------	---	--	--

## 著作権分科会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

- 平成28年5月に「法制・基本問題小委員会」、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」及び「国際小委員会」を設置した。
- 「法制・基本問題小委員会」における審議状況について  
下記(1)～(4)の課題については、小委員会での議論において、権利制限規定の見直しを含む法改正の方向性を取りまとめることができたため、平成29年2月、中間まとめを行った。(5)及び(6)については引き続き検討を行っていく予定である。

#### (1) 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等

本課題については、我が国における企業のコンプライアンス意識等の把握等を経て行われた効果・影響分析の結果を踏まえ、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当であり、具体的には、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した以下の3つの「層」について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であるとした。

具体的には、著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型〔第1層〕として、著作物の表現の知覚を伴わない利用行為等が可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い権利制限規定を整備することが適当であるとした。

著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型〔第2層〕としては、「所在検索サービス」や「情報分析サービス」の結果提供の際に行われる著作物の軽微な表示行為等について、著作物の利用目的等によってある程度大きくりに範囲を確定した上で、それらについて権利者の正当な利益への適切な配慮を行った上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することが適当であるとした。

公共的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型〔第3層〕については、利用目的ごとに公益性や権利者の利益との調整に関する政治的判断が必要であり、権利制限の範囲を確定した上で、それぞれの範囲ごとに適切な柔軟性を備えた規定を整備することが適当であるとした。その上で、優先的に検討を行うこととしたニーズのうち「翻訳サービス」について、観光立国や高度外国人材受入れ等の推進の観点から、権利者の市場への影響を小さなものに抑えることを条件として権利制限を行うことが適当であるとした。

また、これらの検討に加え、法改正の効果が最大限発揮されるようにするため、著作権法に関する普及啓発や、必要に応じたガイドラインの策定の支援等を含め、法の適切な運用を確保するための諸方策を講じていくべきことを提言した。

## (2) 教育の情報化の推進等

授業の過程における著作物の利用円滑化に関して、異時公衆送信を第35条において新たに権利制限規定の対象とするとともに、団体によって一元的に行使される補償金請求権を付与することとし、保護と利用のバランスを取りつつ、ICT活用教育の促進のための制度的環境整備を進めることとした。これにあわせて、権利者団体に対し、補償金の徴収分配を担う団体の組成に向けた取組を要請した。

また、法制面での対応だけでなく、教育機関における法の研修・普及啓発に係る取組の具体化、法解釈に関するガイドラインの策定プロセスの開始、ライセンス環境整備など、法の運用面の課題の解決に向けた様々な課題に、関係者を中心として取組を進めていくべきことを提言した。

教員・教育機関間での教材等の共有については、権利制限による対応を行うことに肯定的な意見もあった一方、権利者への影響に配慮する観点から消極的な意見があったことから、今後、教育現場のより詳細なニーズを把握し、引き続き検討を行うこととした。

デジタル教科書に関する著作権制度上の課題については、平成28年2月に取りまとめられた『『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議 最終まとめ』においてデジタル教科書を学校教育法上に位置づける方針が示されたことを受け、デジタル教科書への著作物の掲載も紙の教科書と同様に権利制限の対象とすることが適当であるとした。

## (3) 障害者の情報アクセス機会の充実

本課題については、法第37条第3項における受益者の範囲について、身体障害等により読字に支障がある者を加えることや、同項により認められる著作物の利用行為にメール送信等を含めること、ボランティアグループ等が同項に基づき複製等を行うことができる主体となり得るようにすることについて法令改正を是とする提言を行った。

一方、放送番組に手話等を付して公衆送信できるようにすることについては、障害者団体と権利者団体の間において十分な認識の共有及び意見の集約がなされるには至っていないことが確認された。本小委員会としては、障害者の情報アクセス機会を保障していくという視点から、引き続き議論の進捗について注視しつつ、今後適切な時期に改めて本要望について検討を行うこととする。

#### (4) 著作物等のアーカイブの利活用促進

本課題に関しては、第一に、国立国会図書館による絶版等資料の送信サービスについて、送信先の施設に外国の図書館等を追加するための制度改革を行うことが必要である。第二に、美術の著作物又は写真の著作物を原作品により展示する者が、電子機器を用いて観覧者にこれら著作物の解説又は紹介を行うことや、サムネイル画像を用いて展示作品に係る情報を一般公衆に提供することを権利制限規定の対象とすることが望ましいと考えられる。さらに、著作権者不明等の場合の裁定制度については、権利者が現れた時に補償金の支払を確実に行うことができる公的機関について、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を導入することが適当である。

これらの制度改革とともに、著作物等の流通推進のため、権利処理の円滑化に係る方策について、引き続き検討することが求められる。

#### (5) リーチサイト<sup>1</sup>への対応

本課題に関しては、関係団体へのヒアリングを通してリーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為には権利者の利益が不当に害する悪質なものが含まれているとの現状を確認した。このような現状を踏まえて、本小委員会では、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、法制面での対応を含め具体的な検討を迅速に行うこととしている。

#### (6) 権利者不明著作物等の利用円滑化

本課題に関しては、権利者不明等の場合の裁定制度の見直しのほか、権利情報の集約化、拡大集中許諾制度について、検討を行った。

裁定制度については、平成28年10月から、文化庁の委託事業として民間主体が利用者のために権利者搜索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を行っており、今後実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進に向けた検討を行っていく。

権利情報の集約化については、文化庁の平成29年度予算案に権利情報集約化に向けた実証事業を行うための予算が盛り込まれ、音楽分野から権利情報プラットフォームの構築支援に着手する予定であることが示された。

北欧諸国や英国において導入されている拡大集中許諾制度については、平成27年度に諸外国の調査、平成28年度に我が国への導入の可能性やその場合の課題等について調査研究を行っており、今後は、著作権制度の課題の検討の際には、同制度の可能性を含めて議論していくことが必要である。

---

<sup>1</sup> 自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト

○ 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における審議状況について

(1) クリエーターへの適切な対価還元に係る課題

本課題に関しては、今期、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状を整理するとともに、クリエイターに対して補償すべき範囲があるのか否か、その範囲はどこなのか、という点について検討を行った。今後は、対価還元の手段についても検討が必要である。

○ 「国際小委員会」における審議状況について

(1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

ベトナムにおける著作権侵害実態調査の結果や、侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組に関する報告、及び、インターネット上の著作権侵害の現状と諸外国における対応に関する報告に基づき議論を行った。

デジタル化・ネットワーク化の著しい発展により、インターネットを介した著作権侵害は、国境を跨いでより多様化、複雑化しており、今後、効果的に対応する方策の検討が必要である。

(2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

WIPOの著作権等常設委員会（SCCR）における、放送条約に関する議論、及び権利の制限と例外に関する議論の動向について報告が行われ、それに基づき議論を行った。

放送条約については、各国における議論の動向やSCCRにおける他の議題との関係性を踏まえながら、積極的に対応していくべきであるとした。また、権利の制限と例外の議論については、引き続き、スリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべきであるとの方針を維持すべきである。

○ これらのほか、「使用料部会」において、平成28年度の教科用図書等掲載補償金等について審議を行った。

(参考)

審議状況の詳細については、文化審議会著作権分科会（第45回）（平成29年3月13日開催）における報告内容を参照。（※下記URLに今後掲載予定）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/>

## 2. 今後の課題

- 法制・基本問題小委員会においては、「中間まとめ」について意見募集を実施しているところであり、提出された意見等を踏まえ、最終的なとりまとめに向けて議論を行っていく。
- 上記の課題のうち、引き続き検討が必要とされた課題を含め、著作権制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。

## 文化財分科会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○第16期文化審議会文化財分科会における答申状況

第16期文化審議会文化財分科会（平成28年3月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり2,454件の答申を得た。

指定・選定等	179件
重要文化財（建造物）の指定等 こいわいのうじょうしせつ ・小岩井農場施設 等	22件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等 どうぞうしやかによらいいぞう ・銅造釈迦如来倚像 等	56件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 びわ おくむらかずみ おくむらきよすい ・琵琶 奥村和美（芸名：奥村旭翠） 等	6件
重要有形民俗文化財の指定 きよせ ・清瀬のうちおり 等	3件
重要無形民俗文化財の指定 さつまいおうじま ・薩摩硫黄島のメンドン 等	7件
史跡名勝天然記念物の指定 よなこばくふぐん ・米子瀑布群 等	77件
重要文化的景観の選定 おくうち たなだおよ のうさんそんけいかん ・奥内の棚田及び農山村景観 等	2件
重要伝統的建造物群保存地区の選定 ながの しとがくし ・長野市戸隠伝統的建造物群保存地区 等	4件
選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定 てきりやすりせいさく さわだえいのすけ ・手切鑪製作 澤田英之助 等	2件

登録・記録選択等	638件
登録有形文化財（建造物）の登録 <small>こみなとてつどうだいいちようろうがわきようりよう</small> ・小湊鉄道第一養老川橋 梁 等	607件
登録有形文化財（建造物）の抹消 <small>えんめいけじゆうたくしゆおく</small> ・延命家住宅主屋 等	20件
登録記念物の登録 <small>まにさん</small> ・摩尼山 等	5件
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択 <small>りゆうきゆうこてんそうきよく</small> ・琉球古典箏曲	1件
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 <small>あずみだいら ふねまつり</small> ・安曇平のお船祭り 等	5件
現状変更等	1,637件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	12件
重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	2件
史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等	1,617件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	4件
重要美術品の認定の取消し	2件

## 2. 今後の課題

- 来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。

## ○重要文化財（建造物）の指定

### こいわいのうじょうしせつ 小岩井農場施設 21棟

#### 【所有者】

小岩井農牧株式会社（岩手県岩手郡雫石町）

小岩井農場は、明治24年に本格的な洋式農場を目指して井上勝いのうえまさるにより開設され、共同創設者の小野義真おのぎしん、岩崎彌之助いわさきやのすけを含めた各々の頭文字から小岩井農場と命名された。今回指定した建物は、総務部門しよまるの下丸、育牛部門かみまるを置く上丸、飼料を生産する耕耘部門こううんがある中丸なかまるの3つの地区に集中する。小岩井農場施設は、洋式農場を目指して設立された農場の基幹施設で、本部事務所や牛舎群、サイロや四階建倉庫など、時代毎の最新技術を積極的に導入し、改良を重ねた農場システムを示す一連の建物群が良好な状態で保存されており、我が国における近代農場の発展過程を知る上で重要である。



## ○史跡名勝天然記念物の指定

### よなごばくふぐん 米子瀑布群

#### 【所在地】

長野県須坂市

長野県北東部を流れる千曲川水系の米子川の上流、標高約1,600m付近に位置する。米子川上流部には比高100mほどの岩壁が約1kmにわたって続き、その岩壁及び周辺部を、権現滝、不動滝等、十数条の滝が流れ落ちる。そのうち、常時水を落とす滝は10条ほどで、そのほかに、普段落水はないものの、多くの降水量がある時に流れ落ちる滝が数条存在する。

瀑布群の中心的な滝である権現滝は、約80mの落差で、直線的に落ちる。権現滝同様瀑布群の中心となる不動滝は、約85mの落差で、滝口から落ちた水は下部で霧状になり、夏至の前後にはこの霧状の部分に朝日が差し込み、虹が出る。

米子瀑布群、とりわけ権現滝及び不動滝は、近世中期までは信仰の対象として捉えられ、近世後期以降はそこに景勝地としての評価を付加しつつ、現在までその姿を伝える。特徴的な地形及び地質によって独特の風致景観が形成されており、その観賞上の価値及び学術上の価値は高く、重要である。



名勝 米子瀑布群（不動滝〔右〕と権現滝〔左〕）

## ○重要無形民俗文化財の指定

### さつまいおうじま 薩摩硫黄島のメンドン

薩摩硫黄島のメendonは、奇怪な容姿を有し、<sup>かしこ</sup>畏くも怖ろしいものとされており、<sup>はっさく</sup>八朔（※1）の行事日となる旧暦の8月1日、2日に現れ、人びとの邪気を追い祓う。1日の夕方、熊野神社前の広場で若者たちが輪になって太鼓踊りを演じていると、突如、<sup>はいでん</sup>拝殿奥から1体のメendonが走り込んできて、踊り手の周囲を3周し、去っていく。これが終わると、次々とメendonたちが走ってきては、踊りの邪魔や、飲食に興じる観客たちの中に分け入るなど、<sup>いたずら</sup>悪戯を始める。手には枝葉を携えており、これでしきりに叩く。叩かれると魔が祓われてよいという。こうして、メendonらは神社を出たり入ったりしながら、せわしく駆け廻るが、翌日の夜中まで所かまわず出没、徘徊している。

翌2日には、叩き出しとって、島を一巡する太鼓踊りがある。このときメendonは隊列の先頭につくことになっており、所定の場所に到着すると、揃って海に向かって悪いものを追い祓う。こうして、最後は神社に戻って締めめの踊りをし、あとは花開きと称する直会<sup>なおらい</sup>（※2）となって、行事は終了する。

当文化財は、種子島・屋久島地方における<sup>らいほうしん</sup>来訪神行事の典型例を示すものである。特に、その奇怪な様態は希少であり、また、出現の機会を本土では冬・春とするのに対し、八朔という夏・秋の時季とすること、あるいは魔を祓う行為を伴うなど、我が国の来訪神を理解する上で重要である。



（※1）旧暦の8月1日

（※2）神事の最後に、神事に参加した者一同で神酒を戴き供物を食する行事